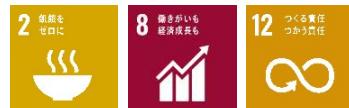


第5章 基本方針別の施策の内容

基本方針1 地域特性を生かした「阿波市ブランド」の展開

本市では、各地域の特性や特色を生かした多種多様な農産物が生産されています。これらの農産物を総じて「阿波市ブランド」として再定義し、差別化を図るとともに、生産性の向上や販売力の強化、認知度拡大に向けた取組を展開し、地域ブランド力を一層高めていくことで、農家所得の向上につなげます。

(1) 阿波市ブランドの構築



本市で生産される農産物やその加工品を総じて「阿波市ブランド」として再定義し、他地域との差別化、市場競争力の強化を図るため、生産・販売体制の底上げやさらなる魅力の創出、地域全体としてのブランドイメージの確立に向けた取組を進めます。

①ブランド化推進品目の生産販売体制強化

本市が育成を推奨する「ブランド育成品目」、特産品認証制度の対象品目として定める「めざせ！ブランド品目」の生産・販売体制の支援を継続して実施し、品目の拡充等も検討しながら、地域の特色ある農産物の生産拡大とブランド化を推進します。

ブランド育成品目 [13品目]

主力野菜等

※販売実績金額が1億円程度のもの

- ①なす ②レタス（サニーレタス含む） ③トマト（ミニトマト含む）
- ④ブロッコリー ⑤いちご ⑥えんどう ⑦だいこん ⑧ぶどう
- ⑨キャベツ ⑩ほうれん草 ⑪ねぎ ⑫シンビジュム

[12品目]

左記以外の野菜

※JIA推奨品目
⑬アスパラガス

[1品目]

めざせ！ブランド品目 [14品目] (認証対象品目)

主力野菜等

※3カ年の販売実績が1億円以上のもの

- ①なす ②レタス（サニーレタス含む）
- ③トマト（ミニトマト含む）
- ④ブロッコリー ⑤いちご ⑥えんどう
- ⑦だいこん ⑧シンビジュム

[8品目]

左記以外の野菜等

※地域の特色あるもの

- ⑨ポンダリン
- ⑩ぶどう
- ⑪白なす
- ⑫メロン

[4品目]

畜産品

※県下第一の生産量のもの

- ⑬肉用牛
- ⑭豚

[2品目]

阿波市特產品認証制度とは？

- ・阿波市特產品認証制度は、阿波市の特色ある優れた農畜産品やそれを利用した加工品を「阿波市の特產品」として認証し、販売促進・認知度向上などを支援する制度です。
- ・この制度は「がんばる生産者」を応援し、ブランド商品づくりに向けた生産者のさらなる意欲や活力の向上を目的としています。



認証マーク

②特産品認証制度の充実と販売PR強化

本市の魅力ある農産物やそれらを利用した加工品を“阿波市のいいもの”として認証する「特産品認証制度」のさらなる普及・浸透と販売PR活動の強化を図りながら、既存認証品の認知度拡大や購入機会の拡充、新たなブランド產品づくりに向けた取組を推進します。



③6次産業化の推進

農産物の生産から加工、販売を通じて新たな価値を生み出す6次産業化に取り組む農業者の第一歩を後押しするため、実践的なサポート体制や加工施設整備、加工品の開発等に対する支援を行うとともに、他業種との連携促進や情報発信の強化、県や他市町と構成する「とくしま六次産業化推進連携協議会」を通じた販路拡大への取組など、6次産業化にチャレンジやすい環境づくりを進めます。

④地域ブランドの確立と浸透

本市は、県下一の生産量を誇る農産物が多くありながらも産地としての認知度が低く、その独自性や優位性を十分発揮できていない状況にあります。そこで、本市で生産される農産物やその加工品を総じて「阿波市ブランド」として再定義し、生産者や関係機関・団体等と連携した統一的・効果的な情報発信に取り組むことで、「阿波市産」であることの露出機会を増やし、選ばれる産地としての地位の確立と浸透を図ります。



(2) 農産物の販路拡大と販売促進



農業所得を向上し、本市農業を持続可能なものとするためには、本市で生産された農産物を余すことなく有利に販売できる環境を確保していく必要があります。市内外における効果的な販売促進活動や新たな販売ルートの開拓に向けた取組を進め、消費者動向の変化やWITコロナ・アフターコロナ時代に即した販売チャネルの多様化を推進します。

①地域内流通の促進

市産農産物や加工品の購入機会を拡充し、地産地消を推進するため、直売所の充実や量販店等での販売促進、新たな販売スタイルの検討を行うとともに、マルシェや料理教室等のイベントを通じたPR・販売機会の創出と市民の購買気運の醸成を図ります。

また、学校給食での利用拡大をはじめ、飲食店や福祉施設・病院、流通・加工業者等との連携を図りながら、地域食材の利用促進に努めます。



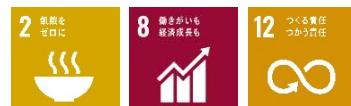
②多様な販路の開拓

県内外で行うPR活動の充実をはじめ、都市圏等の新規市場開拓に係る支援、ふるさと納税の返礼品登録の促進やソーシャルメディアを活用した情報発信の強化を図ります。

また、県等の関係機関と連携して、首都圏等における商談機会・キャンペーンの充実や国内外へのプロモーションの強化、規格外品の有効活用に向けた取組を推進し、多様な販売ルートの確保に努めます。



(3) 畜産の振興



本市農業の基幹的部門でもある畜産の振興を図るため、効率的かつ安定的な経営に向けた取組や家畜伝染病対策の強化等を進めます。

①耕畜連携の推進

畜産農家と耕種農家の連携による両者の経営の安定化、地域内での資源循環を促進するため、稲発酵粗飼料（WCS用稻）や飼料米等の生産、堆肥の圃場への還元と地域内流通の拡大等に向けた耕畜連携の取組を推進します。

②家畜伝染病対策の強化

県や関係団体と連携し、豚熱や鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生予防とまん延防止に向けた危機管理体制の強化と防疫対策の徹底、被害の拡大防止に努めます。



(4) スマート農業の推進

生産性向上と省力化による持続可能な産地づくりを進めるため、データを活用した生産管理やロボットトラクター、農業用ドローンの導入など、スマート技術の現場実装を推進するとともに、即戦力となる人材の育成や農業内外からの参入促進を図りながら、スマート農業の普及に向けた取組を推進します。

①スマート技術の導入に向けた支援

農機メーカー・I C T関連企業等と情報交換を行い、地域の実情に合ったスマート技術や導入事例、各種セミナー等の情報を発信するなど、農業者がスマート農業に関する情報に触れる機会の充実に努めます。

また、国や県において導入が推奨されるスマート技術がある場合には、農業者が積極的に導入できるよう、導入費用の助成等の支援を検討します。

②スマート技術実装に向けた人材育成

スマート農業の実践において即戦力となる人材を育成・確保する観点から、農業大学校や「施設園芸アカデミー」等を活用した技術者の養成を目指します。

また、農機メーカー等の農業分野の企業や、I C T・ロボット等に関する農業分野以外の企業も含め、スマート技術のノウハウを有する民間事業者等の参入促進に努めます。

【基本方針1における主な関連主体の役割】

主体	主な役割
行政	◎JA、農業者等と連携し、「阿波市ブランド」の強化に向けて、農産物の販路拡大や販売促進、情報発信の強化を図ります。
農業者	◎「ブランド育成品目」や「目指せ！ブランド品目」をはじめとする農産物の生産拡大・品質向上に努めます。
J A	◎行政と連携し、農業者の生産活動や販売拡大等の取組を支援します。
市民	◎「阿波市ブランド」に関心を持ち、積極的な購入に努めます。

基本方針2 農地の保全と利用促進

安定した農業生産と農業の持つ多面的機能を維持していくためには、農地等の地域資源を適切に保全し、有効活用を図ることが必要です。農産物被害を引き起こす有害鳥獣への対応をはじめ、関係機関と連携した耕作放棄地の発生防止及び解消に努めるとともに、圃場や水路など農業生産基盤の充実・維持、地域の担い手等への農地集積・集約化を進めます。

(1) 鳥獣被害対策



イノシシ、サル、シカ、カラスなど野生鳥獣による被害は、農作物だけにとどまらず農業者の生産意欲の減退や耕作放棄地の増加等にもつながることから、捕獲と防除の両面から地域ぐるみでの総合的な対策を進めていく必要があります。

地域の猟友会による捕獲活動や狩猟免許取得への継続した支援を通じて、新たな会員確保や協力体制の強化に努めるとともに、鳥獣被害の適切な実態把握を行い、地域における効果的な対策の検討や意識の醸成を図りながら、地域が一体となった鳥獣被害対策を持続的かつ効果的に展開し、農業者が安心して生産活動に従事できる環境づくりを進めます。

(2) 耕作放棄地の発生防止及び解消



関係機関と連携した調査・指導、利用促進や保全に向けた取組を推進し、耕作放棄地の発生防止及び解消に努めます。

①農地中間管理事業の推進

農地の貸し借りにおいて中間的受け皿となる農地中間管理機構の活用を一層推進し、離農や規模縮小を希望する農地の出し手農家から、規模拡大や新規参入を希望する受け手農家への貸し付けを進め、農地の有効利用の継続と耕作放棄地の発生防止を図ります。

②農業委員会委員・農地利用最適化推進委員の活動

農地パトロールを実施し、耕作放棄地や遊休農地の実情把握と必要に応じた助言・指導を行うとともに、農地の所有者と活用を希望する者とのマッチングを図るなど、農地利用の最適化を進めます。

(3) 農地の保全管理支援



地域の協働による継続的な農業生産活動や、農地等の多面的機能を支える活動等を支援し、農地の有効利用と地域資源の適切な保全管理を推進します。

①中山間地域等直接支払制度の推進

中山間地域等の条件不利地域における農業生産の維持や農地保全を図るため、中山間地域等直接支払制度を活用し、集落単位での継続的な農業生産活動等や体制整備に向けた取組を支援します。

②多面的機能支払制度の推進

農地や水路、農道等の地域資源が持つ多面的機能（水源の涵養、国土の保全、景観の形成など）の維持と質的向上を目的とした多面的機能支払制度を推進し、農業者や地域住民、関係団体等で構成される活動組織が取り組む地域の共同活動を支援します。



(4) 農地有効利用のための基盤整備

効率的かつ安定的な営農環境を確保し、農地の有効利用を促進するため、国営吉野川北岸二期土地改良事業による関連施設の整備、充実及び維持管理体制の強化を図ります。

また、地域の担い手が耕作しやすい圃場を整備し、作業効率の向上と農地集積の加速化を図るため、農地中間管理機構事業を活用した農地整備を推進します。

このほか、農道や農業用排水施設等の計画的整備を進めるとともに、農地や水路等の地域資源を守るために地域ぐるみの共同活動を支援し、農業生産基盤の充実・維持に努めます。



(5) 農地の集積・集約化の促進

農業生産に欠かせない農地を将来にわたって維持するとともに、効率的な利用と生産量の拡大に結びつけるため、関係機関との連携や地域の合意形成を図りながら、担い手等への農地集積・集約化を計画的に進めます。

① 農地の利用集積の推進

農地中間管理事業や利用権設定も含めた農地制度の周知と活用促進を図るとともに、関係機関と連携し、農地の出し手と受け手の情報共有、マッチングしやすい環境を整えるなど、地域の担い手等への農地の利用集積をさらに進めます。

② 「人・農地プラン」に代わる「地域計画」の作成

地域の農地利用の将来像を描く「人・農地プラン」が、農地ごとの将来の受け手を明確化した目標地図を含む「地域計画」として位置付けられたことを踏まえ、地域の農家や農業委員会、関係機関等による協議と計画策定に取り組むとともに、計画に基づいた農地の集約・維持に努めます。



【基本方針2における主な関連主体の役割】

主体	主な役割
行政	◎地域における持続的な農業生産活動等の取組を支援するとともに、関係機関と連携し、担い手等への農地の集積・集約化を促進します。
農業者	◎農地の保全管理に努めます。



基本方針3 農業と環境の共生

世界的に食料の安定供給と地球環境の両立が求められる中、国は「みどりの食料システム戦略」を策定し、2050年までに目指す姿として、温室効果ガスや化学農薬・化学肥料の低減、有機農業の面的拡大を掲げています。本市においても、その実践に向けた取組を進めるとともに、安全・安心な農産物の生産手法や環境負荷低減への取組を推進し、環境と調和した農業生産活動の普及浸透を図ります。

(1) 有機農業に取り組むモデル地区づくり



有機農業の面的拡大を掲げ、化学肥料2割減、化学農薬1割減を2030年までの目標とする、国の「みどりの食料システム戦略」の実践に向けた取組の一つとして、有機栽培技術の定着と人材育成に取り組むとともに、有機食材の学校給食への導入や販路の確保に向けた検討など、生産から消費まで一貫したモデル地区づくりに向けた取組を通じて、有機農業をはじめとする環境に配慮した農業の浸透を図ります。

①有機栽培技術の実践に向けた支援

有機農業について、市内外における実践事例を収集し検証するとともに、研修会や勉強会を通じた情報の提供・共有化に努め、一定の収量・品質を安定的に確保するために必要な栽培技術の確立と浸透を図ります。また、関係機関と連携し、有機農業への参入促進や有機JAS制度の普及啓発にも取り組みます。

②地域で有機農業を支える取組の推進

有機農業に取り組む上での課題として、販路面での不安があげられていることから、有機農産物や有機JASに対する理解醸成と関心の向上を図り、安定して地域内で消費される仕組みづくりが必要となります。そこで、直売所等での販売支援、学校給食での積極的な活用など、有機農業を地域で支えるモデル地区づくりに取り組みます。

【有機 JAS 制度】

JAS法に基づき、「有機JAS」に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、認証された事業者に「有機JASマーク」の使用を認める制度のこと。

農産物、畜産物及び加工食品は、有機JASマークが付されたものでなければ、「有機」や「オーガニック」と表示できません。





(2) 安全・安心な農産物の生産・消費サイクルの構築

消費者に信頼される安全・安心な農産物を安定的に生産・供給するため、農業生産工程管理（GAP）の普及促進やトレーサビリティ・システムの導入推進を図るとともに、化学肥料や化学農薬を抑えた環境保全型農業のほか、エコファーマー制度の普及拡大など、環境にやさしい農業の生産方式を推進します。

①農業生産工程管理（GAP）の普及啓発

農業者にとって農薬や肥料の適正使用はもとより、農場管理や農業従事者の衛生管理など、生産・収穫調整・加工・出荷までの一連の生産工程を管理する手法として、GAP（農業生産工程管理）の導入を推進します。

また、GAPに関する情報発信やPRを強化し、消費者や流通業者等の認知度を高めるとともに、関係機関と連携し、認証取得等の取組を支援するなど、GAP導入が農業者の経済的メリットにつながるよう努めます。

GAPとは？

- ・「GAP」とは「Good(良い) Agricultural(農業) Practice(実践)」の頭文字を取ったもので、「農業生産工程管理」と訳されます。農産物（食品）の安全を確保し、より良い農業経営を実現するために、農業生産において、食品安全だけでなく、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組です。
- ・世界基準である「グローバルGAP」や、実質的な国内基準である「JGAP」等があり、徳島県では県独自の「とくしま安²GAP認証制度」が運用されています。



【GLOBALG.A.P.（グローバルギャップ）】

農業生産における様々な面での持続性に向けた取組でありその結果として安全で品質のよい農産物をもたらす「GAP」の、ヨーロッパ発の世界認証のこと。



【ASiAGAP（アジアギャップ）】

今後、アジアにおいてGAPの一層の普及が期待され、主流の認証の仕組みとなることから、JGAP（日本版GAP）のうち「Advance」をGFSI（Global Food Safety Initiative：世界食品安全イニシアチブ）のGFSI Benchmarking Requirements Version 7に対応して改訂版としたもの。



【JGAP（ジェイギャップ）】

JGAP Advance が「ASIAGAP」となったことから、既に多くの関係者から支持を得ている日本の標準的な JGAP から Basic の名称をはずし、「JGAP」に改名したもの。

【とくしま安²農産物（安²GAP）認証制度】

徳島県独自の GAP を導入した制度で、農産物の生産・品質管理体制を徳島県が認定・登録し、登録情報を公開するものです。認定された農産物に認証マークを表示することによって、商品情報の入手先を消費者に伝え、商品を介して相互理解を深めます。



②エコファーマー制度の推進

持続性の高い農業生産方式である土づくり、化学肥料・化学農薬の低減を一体的に行う生産方式を推進します。

【エコファーマー制度】

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」に基づき、農業者（法人を含む）は持続性の高い農業生産方式（たい肥等による土づくりと化学肥料・農薬の低減を一体的に行う生産方式）に関する「導入計画」を策定し、県知事に認定を受ける制度です。



③トレーサビリティ・システム等の推進

生産者が農産物を取り扱った際の記録を作成し保存しておくことなど、生産者、消費者の双方のコミュニケーションができるトレーサビリティ・システムの導入を推進します。

【トレーサビリティ・システム】

「トレース（跡をたどる）」「アビリティ（可能）」を組み合わせた言葉。ここでは、スーパー等に並んでいる農産物が、いつ、どこで、どのように生産・流通されたか、消費者がいつでも把握できる仕組みのことを指します。

④ I PM 総合的病害虫・雑草管理の推進

病害虫や雑草防除において、天敵や防虫ネット、防蛾灯等、様々な防除技術を組み合わせ、発生を抑制する取組を進めます。

【I PM 総合的病害虫・雑草管理】(Integrated Pest Management)

利用可能なすべての防除技術（耕種的防除、物理的防除、生物的防除、化学的防除）の経済性を考慮しつつ、総合的に講じることで、病害虫・雑草の発生を抑える技術です。I PM を通じて、人に対する健康リスクと環境への負荷を軽減するとともに、生態系が有する本来の病害虫・雑草への抑制機能を引き出すことが可能になります。

⑤環境保全型農業の推進

食の安全・安心の確保に加え、地球温暖化の防止や生物多様性の保全への対応が強く求められている中、安全な農産物の生産と環境に配慮した持続的な農業経営の実現に向けて、化学肥料や化学農薬の使用量の低減など、生産性を確保しつつ環境への負荷をできる限り抑えた環境保全型農業の普及推進を図ります。

⑥農業版B C P（事業継続計画）の推進

近年、大規模な自然災害が頻発し、農業経営のリスクが高まる中、食料の安定供給や市場の信頼確保の観点からも、自然災害をはじめとする危機事象への備えは重要性を増しています。緊急時における優先事項や復旧・再開の手順等を定めた農業版B C P（事業継続計画）の策定を促進し、B C P策定と実践に向けた農業者の意識向上に努めます。

(3) 農業用廃材の適正処理



阿波市農業用廃プラスチック適正処理対策協議会と連携し、農業用使用済みプラスチック等について、リサイクルを基本とした適正処理を進めます。



【基本方針3における主な関連主体の役割】

主体	主な役割
行政	◎有機農業や環境保全型農業、GAP認証など、安全・安心な農産物の生産や環境と調和した農業生産活動の普及を図ります。
農業者	◎有機農業や環境保全型農業、GAPの導入等を検討し、取り組みます。
J A	◎有機農業や環境保全型農業等に取り組む農業者の支援に努めます。
市民	◎有機農業や環境保全型農業、GAPへの理解と関心を深め、農業者の取組を応援します。

基本方針4 多様な担い手の育成・確保

農業者の高齢化や後継者不足が進行する中、本市の基幹産業である農業を維持するため、新規就農者の確保や育成、認定農業者の育成に継続的に取り組みます。また、本市の多様な農業生産を支える小規模農家や女性農業者への支援のほか、農業内外からの参入促進、子どもたちの農業体験学習の充実など、多様な担い手の育成・確保を図ります。

(1) 新規就農者の確保と育成



農業者の高齢化や後継者不足により農業の担い手が減少する中、新たな担い手の確保と育成を進めるため、県やJA等関係機関と連携し、就農準備や受け入れ体制の充実、就農後のきめ細かな支援等による就農定着を図ります。

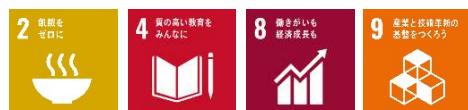
①新規就農者の受け入れ体制の充実

青年等就農計画認定制度（認定新規就農者）の普及促進を図るとともに、関係機関と連携した就農相談や土地情報の提供に努めます。また、技術習得の場として大規模農家や農業法人等とのコーディネートをはじめ、後継者不在で第三者への経営移譲を希望する農家とのマッチング支援など、新規就農者の受け入れ体制の充実を図り、農業に参入しやすい環境づくりを進めます。

②新規就農者へのフォローアップ

認定新規就農者の園芸用施設等の整備や農業用機械の導入等の設備投資に対する支援や、訪問相談員による巡回指導を継続して実施するほか、青年等就農計画の達成に向けたサポート体制の充実、JA営農指導員等による指導や連携を推進するなど、新規就農者の育成と定着に向けたフォローアップを進めます。

(2) 認定農業者の育成



地域農業の担い手として、農業の規模拡大や経営改善に意欲的に取り組む「認定農業者制度」について、資金の低利融資や税制上の特例、各種補助事業における優遇等のメリットや支援措置の周知に努め、制度の普及促進を図ります。

また、既存の認定農業者に対するフォローアップや支援の充実、認定新規就農者から認定農業者への移行を推進し、地域の中心的な担い手の確保と育成を進めます。



(3) 集落営農の組織化、法人化の推進

労働力不足・設備投資等の課題解決や効率的な農業経営を実現し、地域農業の担い手としての役割が期待される集落営農の組織化を推進するとともに、農業用機械等の共同利用や農業者同士の連携に向けた取組を支援します。

また、農業経営の法人化による経営基盤の強化や新規就農者の受け皿確保につなげるため、関係機関と連携し、法人化に取り組むための情報提供や支援等を行い、法人化を推進します。



(4) 農業関連企業の誘致

新たな担い手の参入による農地の有効利用や雇用の場の創出、多様な販路の確保につなげるため、企業の農業参入や農業関連企業の誘致を進め、地域密着型の農業事業や地域の活性化に向けた取組を推進します。



(5) 小規模農家への支援

本市の多様な農業生産や農地を支えているのは、兼業農家も含めた大多数の小規模農家であることを踏まえ、これら小規模農家の維持・発展を図るため、経営規模の拡大や経営の安定化を促す取組を進めるほか、認定農業者への移行を推進します。

また、関係機関と連携し、地域における相談体制や協力体制の充実を図るとともに、社会情勢や地域特性も踏まえた営農負担の軽減と経営の維持安定に向けた支援策を検討・実施しながら、小規模農家が継続して農業に取り組める仕組みづくりに努めます。

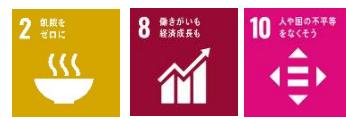


(6) 女性・高齢農業者への支援

女性農業者の感性や能力が一層發揮されるよう、家族経営協定制度の推進や女性の参画拡大を図るとともに、女性農業者による交流やグループ活動の活性化、6次産業化や起業化等の取組を促進します。

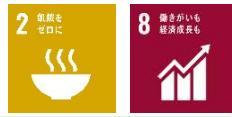
また、高齢農業者がその役割や経験・能力等に応じて、農業活動に取り組める環境づくりに努めるとともに、定年帰農者（早期退職就農者）等を新たな担い手ととらえ、経営の安定や技術習得に向けた支援を推進します。





(7) 農福連携の推進

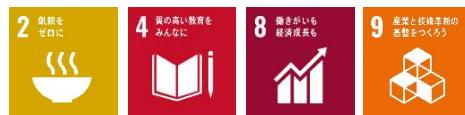
農業分野での新たな働き手の確保と、障がい者等の社会参画機会の創出に向けて、農業法人やJA等での農作業を担う障がい者の就労支援をはじめ、福祉事業者と農業者との連携調整を図るなど、農福連携の取組を推進します。



(8) 農業内外からの参入支援

地域の担い手となる新たな活力の確保と育成を図るために、都市地域から意欲ある人材を「地域おこし協力隊員」として受け入れ、研修先農家・農業法人等とのコーディネートをはじめ、本市での就農と定住に向けた活動を支援します。

また、農業と他の仕事を組み合わせた「半農半X」の働き方や「Uターン就農」を促進し、都市部からの新たな人の流れの創出や経営資源の円滑な継承につなげます。



(9) 次世代につなぐための人材育成

農業関連企業や農業法人、農業者グループ等と連携し、子どもたちの段階に合わせた農業体験や先進技術に触れる機会・内容の拡充を図るとともに、農を通じた交流やイベントの充実に努めます。

これらの取組を通じて、子どもたちや若い世代が農に親しみ、本市の農業への理解や関心を高めていくことで、将来において本市の農業を担う人材や、農業に関わることを目指す人材を育成していきます。



【基本方針4における主な関連主体の役割】

主体	主な役割
行政	◎新規就農者等の受入体制の充実・就農定着の取組を推進するとともに、小規模農家への支援や多方面からの参入促進など多様な担い手の育成・確保を図ります。
農業者	◎新規就農者へのノウハウの提供をはじめ、栽培技術の向上や経営改善に取り組み、地域農業の発展を支えます。
J A	◎農業者が必要とする知識や技術指導を行い、農業者のレベルアップを図ります。

基本方針5 交流と協働の促進

本市農業の活性化を図るためにには、行政や農業者はもちろんのこと、市民や関係機関など多様な主体の理解と協力・連携が重要です。阿波市産農産物のさらなる魅力浸透・消費拡大に向けた協働活動や異業種との連携を一層推進するとともに、食農教育や地産地消の取組を通じて、農業への理解と共感を深め、農業者と市民が相互に支え合う意識の形成を図ります。

(1) 阿波市産農産物の魅力浸透



多様な主体との連携・協働により、また各種媒体を活用したPR活動を通じて、本市の農産物、加工品のブランドイメージの浸透と消費拡大に取り組みます。



①阿波市ブランドの普及啓発と販売PRの充実

阿波市産の農産物全体のブランド力を一層高め、販路の拡大、販売促進につなげるため、本市で生産される農産物やその加工品を「阿波市ブランド」として再定義を行うとともに、生産・流通関係者等と連携した多方面にわたるPR活動を開催し、産地としての認知度拡大、イメージアップに取り組みます。

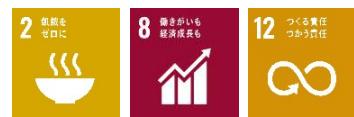
また、ふるさと納税制度やソーシャルメディアを活用した情報発信、県や他市町、関係団体との協働による都市圏での販売促進活動など、全国に向けたプロモーションの充実・強化を図ります。

②阿波ベジの魅力拡大

野菜や果物の魅力を様々な形で伝えることができる野菜ソムリエをはじめ、JAや関係機関等と連携し、阿波市産の野菜や果物（阿波ベジ）の魅力発信に継続して取り組みます。

また、食事の際に野菜から食べ始めることで、生活習慣病の予防効果が期待できる「ベジファースト」の効用や、阿波ベジの機能性の普及に向けた活動をより一層推進し、市内外における阿波ベジの魅力浸透・消費拡大につなげます。





(2) 農商工観、産官学金連携の促進

「農」・「産」が持つ生産力や「商」が持つ販売力、「工」・「学」が持つ技術力や研究開発力、「觀」が持つ集客力や情報発信力、「金」が持つ経営ノウハウや情報力、そして「官」の持つ調整力など、それぞれの強みを生かして相互に連携・協力することにより、地域課題への柔軟かつ効果的な対応をはじめ、新たな価値や動きを生み出していくことが可能となります。

農業以外の様々な分野との連携・協力関係の構築を図り、新商品開発や販路拡大、新たなビジネスモデルの創出など、各分野が持つ技術やノウハウを最大限に生かした地域の活性化につなげる取組を進めます。



(3) 交流・協働による食農教育と地産地消の推進

市民等の参画・交流・協働による食農教育、地産地消の取組を推進し、農を通じたつながりの拡大に努め、生産者と地域が支え合うまちづくりを目指します。

①食農教育の推進

食と農、地域や自然環境の関わりに焦点を当て、農業後継者クラブや農業法人、JA等と連携し、子どもたちの段階に合わせた農業体験や農業者等との交流機会の拡充を図ります。

また、子どもたちが楽しみながら地域の野菜・果物にふれ、その魅力を「子どもから子どもへ」そして「子どもから大人へ」と伝えていくことができる「キッズ野菜ソムリエ」の継続的な育成を通じて、本市の豊かな食と農について子どもと大人が相互に学び合える食育の輪を形成していきます。



②地産地消の推進

学校給食における市産農産物の利用拡大に継続して取り組むとともに、野菜ソムリエや阿波ベジファーストの活動を通じて、市民間における市産農産物への愛着と応援意識を高め、家庭での消費拡大を図ります。

また、飲食店や小売店、事業者など様々な場面での利用を促進し、地域一体となって地産地消に取り組むことで、生産者の意欲の醸成を図り、本市農業の振興と地域全体の活性化につなげていきます。



【基本方針5における主な関連主体の役割】

主体	主な役割
行政	<ul style="list-style-type: none"> ◎阿波市産農産物に関する情報発信をはじめ、食農教育や地産地消の取組を推進し、生産者と地域が支え合うまちづくりに取り組みます。 ◎農業内外の関係者への働きかけや調整を図り、多様な主体による連携・協働の取組を促進します。
農業者	<ul style="list-style-type: none"> ◎行政・JA等と連携し、食農教育に積極的に関わるとともに、地産地消の推進に向けた農産物の生産に努めます。
JA	<ul style="list-style-type: none"> ◎行政と連携し、阿波市産農産物の販売促進に努め、食農教育や地産地消を推進します。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◎農業に関するイベント等への積極的な参加に努めます。 ◎阿波市産農産物に愛着を持ち、食卓での利用を増やし、生産者を応援します。